

練馬区立幼稚園、小・中学校、小中一貫教育校に
お子様を通わせている保護者の皆様へ

練馬区教育委員会事務局 教育振興部
教育指導課長 佐藤 永樹
(公印省略)

自然災害が発生した場合の対応の改訂について

練馬区教育委員会では、風水害が予想されたり、登下校中等に地震が発生したりした場合、下記の通りの対応としています。

このたび、気象庁が令和8年5月29日に防災気象情報に係る名称を変更したことを受け、運用を一部変更しましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

【風水害について】

1 一斉臨時休業となる場合

当日7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「レベル5大雨特別警報」「レベル4大雨危険警報」「特別警報（暴風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は一斉臨時休業となり

保護者の皆様には、学校（園）から「保護者向け情報伝達サービス」(sigfy)で、連絡します。

2 一斉臨時休業ではないが、学校（園）判断で登校（園）時刻を繰り下げる等の対応をする場合

地域の状況等によっては、「特別警報」等が発令されてなく、一斉臨時休業ではないが、学校（園）判断で登校（園）時刻を繰り下げる等の対応をする場合もあります。その際も保護者の皆様には、学校（園）から「保護者向け情報伝達サービス」(sigfy)で、連絡します。

3 保護者の皆様へのお願い

「保護者向け情報伝達サービス」(sigfy)への登録がお済みでない場合は、できるだけご登録いただきますようお願いいたします。登録方法が不明な場合や登録をしない場合には、各学校（園）までご連絡ください。

【登下校中等に地震が発生した場合について】

※幼稚園は幼児と保護者が一緒に登降園のため、保護者と共に以下の通りの対応となります。

1 震度5弱以上の地震が発生した場合（身の危険を感じる地震が発生した場合）

(1) 登校前に発生した場合

学校は臨時休業となるため、児童生徒は自宅待機となります。

①前日の下校以降、翌日の登校までに発生した場合は、翌日が学校臨時休業日となるので翌日以降は学校から連絡があるまで自宅待機となります。

②学校がすべての児童生徒の安否確認を行います。

(2) 登下校時に発生した場合

・児童生徒は、自分の判断で安全な場所へ避難します。
・揺れが収まった後、原則として学校に近い場合は学校に移動、自宅に近い場合は自宅に移動します。判断に迷う場合は学校に移動します。

①保護者が自宅にいない場合は学校に移動します。

(各家庭の状況や通学距離に応じた対応をお子様と十分確認するようにしてください。)

②学校に児童生徒がいる場合には保護者が引き取りに来るまで待機させます。

2 震度4以下の場合

安全に気を付けて登校します。

(1)被害状況により、臨時休業や保護者判断による遅刻・欠席とすることがあります。また、下校について、保護者への引き渡しとすることがあります。

(2)学校は始業後に登校が確認できない児童生徒の安否確認を必ず行います。

【問合せ先】

教育振興部教育指導課
電話 5984-5759